

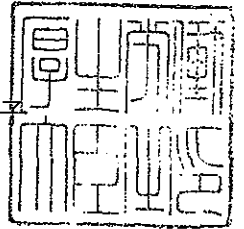
厚生労働省発職0328第4号

平成24年3月28日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（職業能力開発局関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正（略）

第二 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

認定実習併用職業訓練の実施計画の対象となる青少年の範囲を、十五歳以上四十五歳未満とするものとする。

第三 その他

一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。